

旭川水害タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「旭川流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「旭川水害T L検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 旭川水害T L検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 旭川水害T L検討会の構成機関を対象とした旭川流域における台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2 その他必要な事項

（組織構成）

第3条 旭川水害T L検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 旭川水害T L検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 旭川水害T L検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。
- 3 旭川水害T L検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、旭川水害T L検討会を代表する。

（WGの設置）

第4条 旭川水害T L検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

（会議の招集等）

第5条 旭川水害T L検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土

交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第7条 任期は、旭川水害T L検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旭川水害T L検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度検討会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成28年 3月17日から施行する。

改正 令和 2年 3月 2日 (県管理区間追加)

旭川水害タイムライン検討会 組織

【座 長】

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター客員教授 松尾 一郎

【参加機関】

岡山市 危機管理室
岡山市 市民協働局
岡山市 北区役所
岡山市 中区役所
岡山市 東区役所
岡山市 南区役所
岡山市 保健福祉局
岡山市 産業観光局
岡山市 都市整備局
岡山市 下水道河川局
岡山市 消防局
岡山市 教育委員会
赤磐市 総務部くらし安全課
赤磐市 保健福祉部社会福祉課
赤磐市 保健福祉部介護保険課
赤磐市 保健福祉部子育て支援課
赤磐市 建設事業部建設課
真庭市 市長直轄組織危機管理課
真庭市 健康福祉部
真庭市 建設部
新庄村 総務企画課
鏡野町 くらし安全課
久米南町 総務企画課
久米南町 保健福祉課
久米南町 建設水道課
美咲町 くらし安全課
美咲町 保険年金課
美咲町 建設課
吉備中央町 総務課
吉備中央町 福祉課
吉備中央町 建設課
岡山県 危機管理課
岡山県 土木部 防災砂防課
岡山県 土木部 河川課
岡山県 備前県民局地域政策部 地域づくり推進課
岡山県 備前県民局建設部 管理課
岡山県 美作県民局地域政策部 地域づくり推進課
岡山県 美作県民局建設部 管理課
岡山県 警察本部
気象庁 岡山地方气象台
陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊
中国電力(株) 岡山支社
西日本電信電話(株) 岡山支店

一般社団法人岡山県LPガス協会

岡山ガス(株)

西日本旅客鉄道(株) 岡山支社

岡山電気軌道(株) 電車事業本部

公益社団法人岡山県バス協会

両備ホールディングス(株) 両備バスカンパニー

八晃運輸(株)

宇野自動車(株)

日本放送協会 岡山放送局

RSK 山陽放送(株)

岡山放送(株)

テレビせとうち(株)

西日本放送(株)

(株)瀬戸内海放送

岡山ネットワーク(株)

(株)倉敷ケーブルテレビ

(株)吉備ケーブルテレビ

真庭いきいきテレビ

(株)岡山シティエフエム

岡山都市整備(株)

(株)天満屋 防災センター

山陽SC開発(株)

ペスカ岡山 防災センター

一般社団法人真庭観光局

NPO法人まちづくり推進機構 岡山

中国地方整備局 岡山国道事務所

中国地方整備局 岡山河川事務所

【オブザーバー】

中国地方整備局 **総括防災官室**

中国地方整備局 河川部水災害**対策**センター

中国地方整備局 道路部道路管理課

玉野市 危機管理課

【アドバイザー】

岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗

東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師(非常勤) 村中 明

【事務局】

岡山市 危機管理室

岡山県 危機管理課

岡山県 土木部 防災砂防課

岡山県 土木部 河川課

中国地方整備局 岡山河川事務所

中国地方整備局 岡山国道事務所

岡山地方气象台

※敬称略

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>旭川水害タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱 (改正案)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「旭川流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「旭川水害TL検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 旭川水害TL検討会は、次の各号の事項について所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川水害TL検討会の 構成 機関を対象とした 旭川流域 における 台風による高潮、洪水による内水・外水・土砂災害等の 風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討 その他必要な事項 <p>(組織構成)</p> <p>第3条 旭川水害TL検討会の組織構成は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川水害TL検討会の組織は、別紙に掲げる 構成 機関とする。 旭川水害TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。 旭川水害TL検討会は、座長を置くものとする。 	<p>旭川水害タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「旭川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「旭川水害TL検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 旭川水害TL検討会は、次の各号の事項について所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川水害TL検討会の 参加 機関を対象とした 旭川下流域の国管理区域内 における 台風及び内水等による 風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討 その他必要な事項 <p>(組織構成)</p> <p>第3条 旭川水害TL検討会の組織構成は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 旭川水害TL検討会の組織は、別紙に掲げる 参加 機関とする。 旭川水害TL検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。 	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(別紙変更)</p> <p>(変更)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4 座長は、会務を総括し、旭川水害T L検討会を代表する。</p> <p>(WGの設置)</p> <p>第4条 旭川水害T L検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。</p> <p>2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集等)</p> <p>第5条 旭川水害T L検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</p> <p>2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。</p> <p>(検討会の任期)</p> <p>第7条 任期は、旭川水害T L検討会の所掌事項が完了するまでとする。</p> <p>(事務局)</p>	<p>3 旭川水害T L検討会は、座長を置くものとする。</p> <p>4 座長は、会務を総括し、旭川水害T L検討会を代表する。</p> <p>(WGの設置)</p> <p>第4条 旭川水害T L検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。</p> <p>2 WGの設置にあたっては、WGの検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集等)</p> <p>第5条 旭川水害T L検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</p> <p>2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページに公開するものとする。</p> <p>(検討会の任期)</p> <p>第7条 任期は、旭川水害T L検討会の所掌事項が完了するまでとする。</p>	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所におく。</p> <p>2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旭川水害TL検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度検討会に諮って定める。</p> <p>(附則) この要綱は、平成28年 3月17日から施行する。 <u>改正 令和 2年 3月 2日 (県管理区間追加)</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所におく。</p> <p>2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旭川水害TL検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度検討会に諮って定める。</p> <p>(附則) この要綱は、平成28年 3月17日から施行する。</p>	<p>(追加)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: right;"><別紙></p> <p style="text-align: center;">旭川水害タイムライン検討会 組織 (改正案)</p> <p>【座 長】 <u>東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター客員教授</u> 松尾一郎</p> <p>【参加機関】 岡山市 危機管理室 岡山市 市民協働局 岡山市 北区役所 岡山市 中区役所 岡山市 東区役所 岡山市 南区役所 岡山市 保健福祉局 岡山市 <u>産業観光局</u> 岡山市 都市整備局 岡山市 下水道河川局 岡山市 消防局 岡山市 教育委員会 <u>赤磐市 総務部くらし安全課</u> <u>赤磐市 保健福祉部社会福祉課</u> <u>赤磐市 保健福祉部介護保険課</u> <u>赤磐市 保健福祉部子育て支援課</u> <u>赤磐市 建設事業部建設課</u> <u>真庭市 市長直轄組織危機管理課</u></p>	<p style="text-align: right;"><別紙></p> <p style="text-align: center;">旭川水害タイムライン検討会 組織</p> <p>【座 長】 特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所 副所長 松尾一郎</p> <p>【参加機関】 岡山市 危機管理室 岡山市 市民協働局 岡山市 北区役所 岡山市 中区役所 岡山市 東区役所 岡山市 南区役所 岡山市 保健福祉局 岡山市 経済局 岡山市 都市整備局 岡山市 下水道河川局 岡山市 消防局 岡山市 教育委員会 (空白) (空白) (空白) (空白) (空白) (空白)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>真庭市 健康福祉部</u>	(空白)	(追加)
<u>真庭市 建設部</u>	(空白)	(追加)
<u>新庄村 総務企画課</u>	(空白)	(追加)
<u>鏡野町 暮らし安全課</u>	(空白)	(追加)
<u>久米南町 総務企画課</u>	(空白)	(追加)
<u>久米南町 保健福祉課</u>	(空白)	(追加)
<u>久米南町 建設水道課</u>	(空白)	(追加)
<u>美咲町 暮らし安全課</u>	(空白)	(追加)
<u>美咲町 保険年金課</u>	(空白)	(追加)
<u>美咲町 建設課</u>	(空白)	(追加)
<u>吉備中央町 総務課</u>	(空白)	(追加)
<u>吉備中央町 福祉課</u>	(空白)	(追加)
<u>吉備中央町 建設課</u>	(空白)	(追加)
岡山県 危機管理課	岡山県 危機管理課	
岡山県 土木部 防災砂防課	岡山県 土木部 防災砂防課	
岡山県 土木部 河川課	岡山県 土木部 河川課	
岡山県 備前県民局 <u>地域政策部 地域づくり推進課</u>	岡山県 備前県民局	(変更)
<u>岡山県 備前県民局建設部 管理課</u>	(空白)	(追加)
<u>岡山県 美作県民局地域政策部 地域づくり推進課</u>	(空白)	(追加)
<u>岡山県 美作県民局建設部 管理課</u>	(空白)	(追加)
岡山県 警察本部	岡山県 警察本部	
気象庁 岡山地方气象台	気象庁 岡山地方气象台	
陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊	陸上自衛隊 日本原駐屯地 第13特科隊	
中国電力(株) 岡山支社	中国電力(株) 岡山支社	
西日本電信電話(株) 岡山支店	西日本電信電話(株) 岡山支店	

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>一般社団法人岡山県LPガス協会</u> 岡山ガス(株) 西日本旅客鉄道(株) 岡山支社 岡山電気軌道(株) 電車事業本部</p>	<p>(空白) 岡山ガス(株) 西日本旅客鉄道(株) 岡山支社 岡山電気軌道(株) 電車事業本部</p>	<p>(追加)</p>
<p><u>公益社団法人岡山県バス協会</u> 両備ホールディングス(株) 両備バスカンパニー 八晃運輸(株) 宇野自動車(株) 日本放送協会 岡山放送局</p>	<p>(空白) 両備ホールディングス(株) 両備バスカンパニー 八晃運輸(株) 宇野自動車(株) 日本放送協会 岡山放送局</p>	<p>(追加)</p>
<p>RSK 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) 西日本放送(株) (株)瀬戸内海放送 岡山ネットワーク(株)</p>	<p>山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) 西日本放送(株) (株)瀬戸内海放送 岡山ネットワーク(株)</p>	<p>(変更)</p>
<p><u>(株)倉敷ケーブルテレビ</u></p>	<p>(空白)</p>	<p>(追加)</p>
<p><u>(株)吉備ケーブルテレビ</u></p>	<p>(空白)</p>	<p>(追加)</p>
<p><u>真庭いきいきテレビ</u></p>	<p>(空白)</p>	<p>(追加)</p>
<p>(株)岡山シティエフエム 岡山都市整備(株) (株)天満屋 防災センター 山陽SC開発(株) ペスカ岡山 防災センター</p>	<p>(株)岡山シティエフエム 岡山都市整備(株) (株)天満屋 防災センター 山陽SC開発(株) ペスカ岡山 防災センター</p>	
<p><u>一般社団法人真庭観光局</u> NPO法人まちづくり推進機構 岡山</p>	<p>(空白) NPO法人まちづくり推進機構 岡山</p>	<p>(追加)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>中国地方整備局 岡山国道事務所 中国地方整備局 岡山河川事務所</p> <p>【オブザーバー】 中国地方整備局 <u>総括防災官室</u> 中国地方整備局 河川部水災害 <u>対策</u> センター 中国地方整備局 道路部道路管理課 <u>玉野市 危機管理課</u></p> <p>【アドバイザー】 岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗 <u>東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師（非常勤）</u> 村中 明</p> <p>【事務局】 岡山市 危機管理室 <u>岡山県 危機管理課</u> <u>岡山県 土木部 防災砂防課</u> <u>岡山県 土木部 河川課</u> 中国地方整備局 岡山河川事務所 中国地方整備局 岡山国道事務所 気象庁 岡山地方气象台</p> <p>※敬称略</p>	<p>中国地方整備局 岡山国道事務所 中国地方整備局 岡山河川事務所</p> <p>【オブザーバー】 中国地方整備局 企画部防災課 中国地方整備局 河川部水災害予報センター 中国地方整備局 道路部道路管理課 (空白)</p> <p>【アドバイザー】 岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授 前野 詩朗 元気象庁予報課長 村中 明</p> <p>【事務局】 岡山市 危機管理室 (空白) (空白) (空白) 中国地方整備局 岡山河川事務所 中国地方整備局 岡山国道事務所 岡山地方气象台</p> <p>※敬称略</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>